

都市計画法に基づく

開発許可制度の手引

令和 7 年 5 月 2 6 日

群馬県県土整備部建築課

「開発許可制度の手引」の経緯及び位置づけ

1 経 緯

開発許可制度は、昭和43年に制定された都市計画法において、市街化区域及び市街化調整区域の制度により、段階的かつ計画的に市街化を図ろうとする都市計画の理念を受け創設されました。

その後、経済社会の変化等に応じて、数回の法律改正が行われてきました。（開発許可制度の沿革は、本編第1章8をご覧ください。）

また、それ以外の開発許可制度に関連する法律では、主なものとして、平成6年には行政手続法が制定され、行政手続における公正確保、透明性向上等の観点が義務づけられたことや、平成12年には地方分権一括法により開発許可制度が自治事務として、従来の国の通達に基づく運用から許可権者である各地方自治体の自主性に基づく運用へと変わったことが挙げられます。

「開発許可制度の手引」は、法律に基づいて開発許可制度を運用するにあたり、制度の解説、許可基準、手続のしかた等を示す目的で、昭和48年に初版を作成して以来、数回の改訂を行っています。

なお、手引には、令和4年4月1日から施行された『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）』に係る開発許可制度及び令和7年5月26日から運用を開始する宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可制度の情報を反映しています。

2 「開発許可制度の手引」の位置づけ

行政手続法によると、行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとして定めなければならない、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないとされています。

本手引はこの審査基準に相当する部分を多く含んでいますが、手引の中で基準という表現で示している部分はもちろんですが、そう表現していなくても法律の解釈を示している部分もあり、それらも審査の前提となるため審査基準の一部と位置づけるものです。

また、本手引は許可権を持つ群馬県という立場で作成しているもので、県内で許可権を持つ以下の各市（県の権限が及ばない）においては、条例、条例施行規則、基準、取扱い等について異なる場合があります。

（令和7年5月現在）

中 核 市：前橋市、高崎市

施行時特例市：伊勢崎市、太田市

事務処理市：桐生市、館林市、藤岡市

目 次

第1章 開発許可制度の概要		
1	制度の目的	1
2	開発行為	1
3	建築物の建築	2
4	特定工作物の建設	3
5	開発区域	5
6	一体開発の取扱い	6
7	制度のあらまし	6
8	制度の沿革（参考）	8
9	宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）との関係	10
第2章 開発行為の許可（法第29条）		
1	開発行為の許可	13
2	適用除外となる開発行為	17
3	開発許可の必要となる開発行為	22
第3章 開発許可技術基準（法第33条）		
1	開発許可技術基準	23
2	開発許可技術基準の適用区分	23
3	用途地域等の適合	25
4	公共の用に供する空地の配置	25
5	道路に関する基準	26
6	公園、緑地又は広場に関する基準	36
7	消防水利に関する基準	37
8	排水施設に関する基準	39
9	給水施設に関する基準	45
10	地区計画等への適合	45
11	公共公益施設に関する基準	46
12	宅地の安全性に関する基準	47
13	災害危険区域等の除外	50
14	樹木の保存、表土の保全	51
15	緩衝帯の設置	53
16	運輸施設の適否	54
17	開発者の事業遂行の能力	54
18	関係権利者の同意	55
第4章 市街化調整区域内の立地基準（法第34条）		
1	公益上必要な建築物又は日常生活に必要な物品の販売店等（第1号）	57
2	鉱物資源、観光資源の利用上必要な施設（第2号）	60
3	農林水産物の処理等の施設（第4号）	61
4	特定農山村地域における施設（第5号）	61
5	中小企業の共同化又は集団化のための施設（第6号）	62
6	既存工場の関連施設（第7号）	62
7	危険物の貯蔵又は処理に供する施設（第8号）	63
8	災害レッドゾーンからの移転を促進するための開発許可の特例（第8号の2）	63
9	市街化区域において建築し、又は建設することが困難又は不適当な施設（第9号）	63
10	地区計画又は集落地区計画の区域内での適合する建築物等の開発行為（第10号）	65
11	条例で指定した市街化区域に近隣接する地域内の開発行為（第11号）	66
12	市街化促進のおそれがない等と認められるとして条例で定めた開発行為（第12号）	67
12-1	分家住宅（条例第3条第1号）	69
12-2	既存宅地内建物（第二種低層住居専用地域内可能建物）（条例第3条第2号）	72
12-3	敷地増（住宅）（条例第3条第3号）	75
12-4	公共移転（調整区域内建物）（条例第3条第4号）	76
12-5	指定集落内建物（住宅）（条例第3条第5号）	77
12-6	用途変更（15年適法建物）（条例第3条第6号）	79
12-7	法第42条第1項ただし書きへの準用（条例第4条）	80
12-8	法第43条第1項への準用（条例第5条）	80
13	既存権利の届出に基づく開発行為（第13号）	81
14	開発審査会の議を経る大規模開発行為（廃止）	82

15 開発審査会の議を経て許可する開発行為（第 14 号）	・・・	8 2
16 開発許可の特例（法第 34 条の 2）	・・・	8 2
群馬県開発審査会提案基準	・・・	8 3
大規模指定既存集落等の指定基準	・・・	9 5

第 5 章 市街化調整区域内における建築等の制限（法第 43 条）

1 許可の基準	・・・	9 9
2 適用除外	・・・	1 0 1
3 改築・増築の取扱い	・・・	1 0 2
4 用途変更の取扱い	・・・	1 0 3
5 申請書及び添付書類	・・・	1 0 5

第 6 章 開発許可申請等手続き

1 開発行為許可申請書	・・・	1 0 7
2 設計者の資格（法第 31 条）	・・・	1 1 7
3 公共施設の管理者の同意、協議（法第 32 条）	・・・	1 1 8
4 開発許可済標識の掲示	・・・	1 1 9
5 工事着手届の提出	・・・	1 1 9
6 変更許可申請及び変更届（法第 35 条の 2）	・・・	1 2 0
7 工事完了公告以前の建築等制限（法第 37 条）	・・・	1 2 2
8 開発行為の廃止（法第 38 条）	・・・	1 2 3
9 許可の承継（一般承継人）（法第 44 条）	・・・	1 2 4
10 許可の承継（特定承継人）（法第 45 条）	・・・	1 2 5
11 工事完了検査（法第 36 条）	・・・	1 2 6
12 完了検査後の許可権者の手続き（完了公告）（法第 36 条）	・・・	1 2 8
13 完了検査後の許可権者の手続き（開発登録簿の調製等）（法第 46 条、法第 47 条）	・・・	1 2 9

第 7 章 開発行為完了後の諸手続き

1 公共施設の管理（法第 39 条）	・・・	1 3 1
2 公共施設の土地の帰属（法第 40 条）	・・・	1 3 1
3 建築物の形態制限（法第 41 条）	・・・	1 3 3
4 予定建築物等以外の建築等の制限（法第 42 条）	・・・	1 3 4

第 8 章 その他

1 建築確認申請者に対する都市計画法に適合する旨の書面交付（規則第 60 条）	・・・	1 3 7
2 不服申立て（法第 50 条、法第 51 条）	・・・	1 3 8
3 開発審査会（法第 78 条）	・・・	1 3 9
4 違反行為に対する罰則等（法第 80 条、法第 81 条）	・・・	1 4 0
5 申請書等書類の事務処理	・・・	1 4 2
6 申請手数料	・・・	1 4 3
7 都市計画区域一覧表	・・・	1 4 4
8 群馬県都市計画区域図	・・・	1 4 5
9 県庁・土木事務所一覧表	・・・	1 4 5
10 県庁・土木事務所における事務分担	・・・	1 4 6
11 群馬県内中核市・施行時特例市一覧表	・・・	1 4 6
12 群馬県内事務処理市一覧表	・・・	1 4 6
開発許可制度質疑応答集	・・・	1 4 7
様式集	・・・	1 9 3
審査表（参考掲載）	・・・	2 4 9
条例集	・・・	2 7 5

本書において、次の略称を用いる。

法・・・・	都市計画法（S43 法律第 100 号）
令・・・・	都市計画法施行令（S44 政令第 158 号）
規則・・・・	都市計画法施行規則（S44 建設省令第 49 号）
条例・・・・	群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（H17 条例第 39 号）
手数料条例・	群馬県開発行為等手数料条例（H11 条例第 92 号）
県規則・・・・	群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（H17 規則第 48 号）
県規制規則・	群馬県開発行為等の規制に関する規則（S45 規則第 47 号）
県閲覧規則・	群馬県開発登録簿閲覧規則（S45 規則第 38 号）
県特例要綱・	群馬県開発行為等の特例に関する取扱要綱